

漁船法施行細則及び香川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第79号

漁船法施行細則及び香川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
(漁船法施行細則の一部改正)

第1条 漁船法施行細則(昭和26年香川県規則第25号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「㊤」及び注を削る。

(香川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

第2条 香川県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年香川県規則第46号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊤」を削る。

第3号様式中「㊤」及び「㊦」を削る。

第4号様式中「㊤」を削る。

附 則

1. この規則は、令和3年9月1日から施行する。
2. 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。